

令和8年度着地型体験プログラム「もっと姫路たび」企画・運営業務委託 要求水準書

第1章 総則

1 目的

姫路市を訪れる多くの観光客は姫路城を訪問する一方で、滞在時間が短く、本市での宿泊にも十分に結びついていない状況にあり、これが本市における大きな観光課題であると認識している。

この課題の改善に向けて、過去複数年にわたり公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）において体験プログラムの開発及び回遊促進に取り組んできたが、なお大きな成長の可能性が残されていることから、今年度においても他の観光・体験施設への回遊、滞在時間の延長、市内宿泊への誘導は、観光消費額の向上に向けた重要なテーマと考えている。

当事業では、本市の観光資源をより深く楽しんでいただく手段として体験プログラムに着目し、新たな体験プログラムの開発、既存プログラムの磨き上げ、そしてこれらを集積したうえでの積極的な発信及び販売促進を進める。

これにより、本市の魅力ある地域資源を姫路市外からの多くの観光客に体験いただき、誘客拡大、滞在時間の延長、市内宿泊の促進へとつながる、魅力的で持続性のある体験プログラムの造成を図る。

2 業務名称

令和8年度着地型体験プログラム「もっと姫路たび」企画・運営業務（以下「本業務」という。）

3 本業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

4 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

5 業務内容

(1) プログラム開発

ア 将来的な集客や観光消費が見込めるプログラムを開発すること。

イ 開発するプログラムの期間は令和8年7月から令和9年6月とする。令和8年7月から令和9年3月は10企画以上を開発及び催行すること。このうち、3企画以上はインバウンドをターゲットとするプログラムとすること。

令和9年4月から6月は4企画を開発するが催行はせず、実施調整と販売準備までを行うこととする。催行数についてはビューローと相談のうえ決定すること。

ウ プログラムの開発にあたっては、テーマやコンセプト、ターゲットを設定し、ビューローでしか実現ができない新規のプログラムを基本とする。ただし、既存のプログラムであっても将来性が見込め、テーマやコンセプト、ターゲットを設定し活用するのであれば、利用す

ることも認める。テーマやコンセプト、ターゲットの設定にあたっては、地域の課題解決やビューロー（DMO）の目標達成に資するものとする。

テーマやコンセプト、ターゲットの設定については、「観光地マスタープラン」（ひめのみちHP <https://www.himeji-kanko.jp/dmo/content/0Wo3hX>）、「姫路城定性調査データ研究調査報告書」（ひめのみちHP <https://www.himeji-kanko.jp/dmo/content/5j2yKe>）等を参照すること。

既存の体験商品については、ひめのみちHP・「もっと姫路たび」（<https://www.himeji-kanko.jp/tour/>）を参照すること。

エ 提案時に、プログラムの開発計画及び広報計画を示すこと。その際、開発の方針やスケジュール、ターゲット、販売・催行時期及び販売に必要な広報時期を示すとともに、具体的な新規プログラム案として3企画（うち1企画はインバウンドがターゲットのプログラム）を提案すること。なお、委託業者の決定後にプログラムの開発を進める際は、受入先の事業者や施設への依頼や調整もあわせて行うこと。

オ 上記イとは別に、令和7年度実施の姫路城アーリーイン・レイトアウト特別プランの中から、新しい趣向を追加、もしくは変更したプログラムを造成すること。プログラム内容についてはビューローと協議すること。なお、3企画、計6回以上催行すること。1企画につき複数回催行することは認める。

既存の体験商品については、ひめのみちHP・「もっと姫路たび」（<https://www.himeji-kanko.jp/tour/>）を参照すること。

【姫路城アーリーイン・レイトアウト特別プランのプログラム開発における留意点】

- ※アーリーインプランでは、姫路城西の丸百間廊下など、建物内部に入ることが出来るが、レイトアウトプランでは、建築内部に入ることはできない。
- ※有料エリア内での飲食を含めたプログラムの提案はできない。
- ※文化財を汚損や棄損するようなプログラムの提案はできない。
- ※実施するプログラムは事前に姫路市文化財課への現状変更申請や姫路市姫路城管理事務所との調整が必要となることから、プログラム催行までに2か月前以上の余裕をもって計画すること。

(2) プログラム販売

ア 提案時に、販売チャンネルを示すこと。特にインバウンドをターゲットとするプログラムについては、複数の販売チャンネルを提案すること。

現在は、ひめのみちHPを介してBokunで予約受付、参加料の徴収を行っているが、追加の手法として他の適切な販売方法を提案すること。なお、販売チャンネルの数は定めない。

イ 販売開始は、ビューローと十分に意見交換、調整を図ったうえで、少なくともプログラム催行の2か月前までには開始できるよう、スケジュールを組むこと。ただし、インバウンドをターゲットとするプログラムについては、催行の3か月前までには販売開始すること。

ウ 販売時期、価格、販売方法、販売チャンネル、販売時の商品紹介内容は、ビューローと相談のうえ決定すること。価格については最少催行人員に基づいた計算をもとに算出すること。

エ 参加料や予約の管理を行うとともに、予約状況等についてビューローに適宜報告すること。なお、報告内容については、予約時に取得した申込者の個人情報を除く属性や住所（市町村

まで)、年代などの情報の共有を含むこととする。

オ 問い合わせ先の電話番号、メールアドレス等を設定し、随時問い合わせに対応すること。

(3) プログラム催行

ア プログラム催行時に随行し、遅延や事故無くプログラムが実施されるよう旅程管理すること。

イ プログラム催行時、写真・動画を撮影したうえで、データにてビューローに納品すること。

ウ プログラム催行時、参加者に対してアンケートを実施すること。また、参加者のアンケート結果と受託者の催行実績を踏まえ、当該プログラムの将来性や競争力について評価すること。提案時に、当該アンケート案について示すこと。

(4) プロモーション

ア プログラム開発計画で定めた広報計画に沿った情報発信を行うこと。

イ 提案時に、情報発信の手法について示すこと。プログラム開発で定めたターゲットに訴求する効果的な手段、媒体として Instagram・Facebook（「もっと姫路たび」のアカウントを保有）等を活用し、参加者全体のうち姫路市外居住者からの申込者が75%以上になるよう工夫すること。なお、前述の数値を達成できなかった際はその要因を分析し、本業務の後発のプログラムに活かすこと。

ウ 令和7年度においては、プログラム販売におけるプロモーションとして、Instagram・Facebook のフォロワー・閲覧者、プログラム参加者を対象に参加型の SNS キャンペーン（フォロー・いいね・投稿）を実施したが、同様のプログラムを行うこと。

エ 提案時に、本事業を周知するために、本要求水準書「5(4)イ」で定める以外の姫路市外への効果的なプロモーションについて示すこと。（前号と同様に姫路市外居住者からの申込者が75%以上となるよう工夫すること）

オ ひめのみちHPで紹介している「ちょっと姫路たび（市内事業者が個別に実施している体験プログラム）」について、登録されている市内事業者の最新情報（現在の実施状況及び内容、連絡先、料金等）を調査し、姫路の体験プログラムとして「もっと姫路たび」と一体的に紹介・発信し、体験プログラム全体の認知度向上を図ること。

カ プロモーションの実施効果について、各種データを元に分析し、ビューローへ報告すること。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「令和8年度着地型体験プログラム「もっと姫路たび」企画・運營業務」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、ビューローと必要に応じ、適宜ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

5 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 本件契約に関する契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則（令和6年5月1日施行）第48条を適用する。
- (3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。